平成 20 年 4 月 11 日 社 会 保 険 庁

## 年金記録の統合等に係る作業の主な進捗状況

## 1. 全体の進捗状況

年金記録問題への対応については、昨年8月に策定した年金記録適正 化実施工程表の通り、名寄せの結果記録が結びつく可能性がある方へ の「ねんきん特別便」の送付を予定どおり3月までに完了した。

平成20年度においては、3月14日に策定した「年金記録問題についての今後の対応に関する工程表」に従い、「ねんきん特別便」が送付された方からのご相談に懇切丁寧に対応できるよう相談体制の充実を図るとともに、すべての方へ「ねんきん特別便」を送付する等の取組を実施する。

## 2. 個別事項

- (1) 「5000万件」の名寄せ及び「ねんきん特別便」の送付
  - ① 「5000 万件」の記録と1億人の記録との名寄せを3月6日に完了。
  - ② 名寄せの結果記録が結びつく可能性がある約1,030万人の方への「ねんきん特別便」を送付を3月末までに完了。
  - ③ 3月末までに「ねんきん特別便」が送付された方のうちご回答をいただいていない方へ、4月下旬に「回答のお願い」を送付するため準備中。
- (2) すべての方への「ねんきん特別便」の送付
  - ① 平成20年4月から5月にかけて送付する年金受給者への「ねんきん特別便」の発送を4月2日に開始。
  - ② 平成20年6月から10月にかけて送付する現役加入者への「ねんきん特別便」の通知様式を決定し、実施に向けて準備中。
- (3) 「ねんきん特別便」に係る相談・広報関係
  - ① 来訪相談の増加に対応するため、土日・祝日の社会保険事務所等 の相談対応日を拡充。
  - ② ねんきん特別便専用ダイヤルを1,340席に拡充して対応中。
  - ③ 市町村、社会保険労務士会、経済団体、企業等との協力・連携の協力の下に国を挙げて記録確認の周知徹底、相談体制を確保。
- (4) マイクロフィルムにより保管されている「1430万件」及び「36万件」の対応
  - ① 3月までに旧台帳からの転記作業を完了。
  - ② コンピュータ記録との突き合わせによって記録が結びつく可能性がある方に対して、5月末までに通知するために準備作業中。

## ※詳しい情報は、年金記録の統合等に係る作業の進捗状況HPへ(http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/070831shintyoku.htm) 年金記録の統合等に係る作業の進捗状況 《平成20年4月11日現在》

	進捗状況(~20年4月11日)	今後の予定(~20年5月)	今後の予定(20年6月~)		
体	<ul> <li>○「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」 (年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会とりまとめ)を策定・公表(19年7月5日)</li> <li>* http://www.sia.go,jp/top/kaikaku/kiroku/070706taisei.htm</li> <li>○「年金記録適正化実施工程表」を策定・公表(19年8月23日、9月10日改定(広報・相談関係追加))</li> <li>* http://www.sia.go,jp/top/kaikaku/kiroku/pdf/1.pdf</li> <li>○日々の年金相談、裁定等により、記録の統合が進展</li> <li>* 約5,095万件(18年6月1日)→約4,870万件(19年7月末)[約220万件減少] →約4,655万件(20年3月15日)[約440万件減少]</li> <li>○「年金記録問題に関する関係閣僚会議」に「年金記録問題に関する今後の対応」 (20年1月24日)、「年金記録問題についての今後の対応に関する工程表」(20年3月14日)を提出</li> </ul>				
	名寄せのためのシステム開発 (19年8月~11月目途) 名寄せとねんきん特別便の送付(記録が結びつく可能性 がある方)(19年12月~20年3月目途)	ねんきん特別便の送付(受給者) (20年4、5月目途)	ねんきん特別便の送付(被保険者) (20年6月~10月目途)		
基礎年金番号に結びついていない「5000万件」の記録のコンピュータ上の突合せ(名寄せ)・加入履歴等のお知らせ(ねんきん特別便)	□○「名寄せ」「ねんきん特別便」に関するシステム開発に係る契約を締結(19年8月30日)し、システム開発を実施 ○氏名等が収録されていない記録(約524万件)について、年金手帳記号番号払出簿等を参照して、記録を補正する作業を実施(19年9月7日~20年1月10日) ○年金受給者との基本(第1次)名寄せを実施(19年11月~12月) ○年金受給者との名寄せ(第2次)を実施(19年12月~20年3月) ○被保険者との名寄せ(第1次・第2次)を実施(19年12月~20年3月) ○名寄せの結果、記録が結び付く可能性がある年金受給者・加入者へ、「ねんきん特別便」を順次送付(19年12月17日~20年3月末) *送付件数 10,302,738件(20年3月末現在)回答数 2,053,504件(20年3月18日現在) *相談状況 1.電話相談 714,443件(20年3月18日現在) ○回答状況の調査・分析の結果を踏まえ、以下の改善策を実施 ・封筒に、確認に当たって来訪や電話による照会・相談を促す注意書きを付記(20年1月16日~) ・「訂正なし」と回答いただいた方のうち、ご本人の記録である可能性が高いと考えられる方について、結び付く記録について具体的な情報を提供し、入念的な照会を実施中(20年1月25日~) ・加入履歴のチェックポイントを分かりやすく示した資料を同封して送付(20年2月6日~) ○20年1月末までに送付した約108万人の方に対して、加入履歴のチェックポイントを分かりやすく示した資料を、電話や来訪による相談や十分な記録確認等をお願いする文書とともに同封して送付(20年3月28日) ○「ねんきん特別便」を3月までに送付した方以外のすべての年金受給者へ順次送付中(20年4月~)*送付件数 3,797,110件(20年4月9日現在)	O「ねんきん特別便」を3月までに送付した方以外のすべての年金受給者へ引き続き送付(20年4・5月目途) 〇本年3月末までに送付した「特別便」に回答のない方(3月末までに再送した方は除く。)に対し、「回答のお願い」の送付(20年4月下旬からを目途)	○「ねんきん特別便」を3月までに送付した方以外のすべての現役加入:  へ送付(20年6月~10月目途) ○ 一度「回答のお願い」を送付してもなお回答のない方に対して、 2回目の「回答のお願い」を送付(20年6月下旬からを目途)		
录   D		# 年齢別·加入期間別の悉皆調査等			
(九	리き続き解用を進め、順次終U込みを進める				
	〇民間の専門家による分析チームを設置(19年8月20日) 〇「5000万件」の未統合記録の内容の全体像を推計・公表(19年12月11日) 〇漢字カナ変換記録150万件について、調査のための補正作業中 〇住基ネットによる調査について、先行調査を実施中(20年1月~3月)		〇20年度に、記録の解明の取組を集中的、計画的に実施し、順次絞り みを図る		
	名寄せのためのシステム開発 (19年8月~)	名寄せと記録が結びつくと思われる方への通知 (~20年5月目途)			
「1430万件」及び「36万 件」への対応		○「名寄せ」により記録が結び付くと思われる方の被保険者資格記録の入力を行った上で、期間重複チェックを行い、その結果、記録が結び付く可能性がある方に「記録のお知らせ」を送付(20年5月末目途)			
	18年10月以降これまでに発生した可能性のある重複付番の解消に向けた個別訪問等の徹底した調査(19年10月以降逐次)				
     基礎年金番号の重複付番	新規付番の際の同一人調査の完全実施、重複付番発生を徹底的に防止(今後随時)				
	<ul><li>○20年2月末において判明した重複付番の解消に向け、個別訪問等徹底した調査を 実施</li><li>*重複付番:6,857件(20年2月末現在)→3,798件(20年4月4日現在)</li></ul>	〇定期的な確認により判明した重複付番の解消に向け、個別訪問等徹底した調査を実施 〇新規付番の際の同一人調査を完全実施、重複付番発生を徹底的に防止	○今後も継続して定期的に年3回確認		

		進捗状況(~20年4月11日)	今後の予定(~20年5月)	今後の予定(20年6月~)		
基礎年金番	♪わゆる無年金者の方への 記録問題に関するお知らせ	○各都道府県介護保険主管部局を通じ、市区町村への協力依頼の通知を発出(19年 12月17日)し、併せて協力に当たっての事前調査を実施 ○チラシの記載内容について意見募集を実施のうえ決定 ○チラシ等の調達手続を実施	〇市区町村に対し、協力いただけるよう引き続き依頼	介護保険料徴収に関する情報を活用し、注意喚起と呼びかけ (20年6月目途一20年度以降随時一) 〇介護保険料徴収に関する情報を活用し、注意喚起と呼びかけ(20年 6月目途)		
号への記録	享生年金基金と社会保険庁 D記録の突合せ	○企業年金連合会と随時、打合せを実施 ○システム開発期間等の検討	〇同左	記録突合せについてのシステム開発、企業年金連合会等への提供 (20年12月目途) 〇記録突合せについてのシステム開発、企業年金連合会等への提供 (20年12月目途)		
	共済過去記録の基礎年金 番号への統合等	共済過去記録の基礎年金番号への統合に係るシステム開発、記録の受入、名寄せ、照会、記録の整備(21年度中まで目途)  旧令共済組合員期間の厚生年金被保険者期間への通算に関する制度について、制度の仕組みや手続きの周知(19年度以降随時)  〇共済過去記録の抽出の内容や方法等について、共済組合等と検討  〇共済組合等が抽出した共済過去記録の受入れ  〇共済組合等が抽出した共済過去記録の受入れ				
		〇旧令共済組合員期間の厚生年金被保険者期間への通算に関する制度について、政府広報を実施(19年12月)	相談体制の整備	〇名寄せ、照会等 		
	相談体制の拡充等	○ねんきん特別使に係る相談状況(再掲) 1. 電話相談 714, 443件(20年3月18日現在) 2. 来訪相談 639, 686件(20年3月18日現在) ○「ねんきん特別便相談対応マニュアル」を改訂(20年1月31日) ○社会保険労務士会の協力を得て、市役所、郵便局、農協等の一角で「ねんきん特別便」に関する相談等を実施中(259カ所 20年4月1日現在)	○引き続き、市町村、経済団体、企業等との協力・連携の下に、国を挙げて、記録確認の 周知徹底、ねんきん特別便の内容・手続等に関する広報、相談体制の確保等を実施 ○窓口相談対応要員について、都道府県を越えた全国的な社会保険事務局間の応援体 制の展開 ○社会保険労務士会等の協力を得て、市区町村、商工会議所等での巡回相談及び社会 保険事務所における相談窓口を拡充 ○社会保険労務士会の協力を得て、引き続き、市役所、郵便局、農協等の一角で「ねんき ん特別便」に関する相談等を実施	〇引き続き、市町村、経済団体、企業等との協力・連携の下に、国を挙げて、記録確認の周知徹底、ねんきん特別便の内容・手続等に関する広報、相談体制の確保等を実施		
		市区町村における巡回相談の定期的・計画的な実施等				
相談関係	市町村における巡回相談の実施等	○19年7月から11月までに全国1,827市区町村(20年1月15日現在1,818市区町村)のうち1,813市区町村において延べ6,450回の巡回相談を実施*226,245人の方々が来訪 ○全国1,827市区町村のうち1,616市区町村に、市区町村と社会保険事務所の間を結ぶホットラインを開設(19年7月末時点) ○市区町村担当者に対する説明会を全国8ブロックで開催(19年11月28日~12月14日) ○市町村における相談等への協力について大臣からの協力要請書簡及び総務省・社会保険庁連名の協力依頼通知を発出(20年2月6日) *約9割の市町村が協力の意向(20年3月21日現在)	○市町村の協力を得て、その窓口で以下の取組を実施 ・「ねんきん特別便」の趣旨・目的や年金記録の見方、記載内容等についての説明 ・年金記録に訂正がある方への年金加入記録照会票の記入方法や年金記録に訂正がない方への確認はがき提出の案内の説明 ・加入履歴に漏れや誤りがある場合のそれらの記憶喚起の助言 ・年金加入記録照会票等の社会保険事務所への届出代行の実施 ・希望する市町村における、窓口装置を用いた「ねんきん特別便」に関する相談に対する協力 ・これらの取組について、市町村広報誌等における周知			
	企業等における		企業等における年金に関する相談機能の充実			
		企業による年金記録照会等について必要に応じて協力依頼				
		○19年7月から11月にかけて延べ804商工会議所、延べ817商工会で相談を実施 * 商工会議所に32, 435人、商工会に16, 465人の方々が来訪 ○企業による年金記録照会及び年金記録統合の一括代行手続について、日本経団連 (19年7月18日)、関西経営者協会(同31日)、愛知県経営者協会(8月9日)に協力 を依頼するとともに、社会保険委員を対象とした研修を随時全国で実施	・「ねんきん特別便」の趣旨・目的や年金記録の見方、記載内容等についての説明 ・年金記録に訂正がある方への年金加入記録照会票の記入方法や年金記録に訂正が			
		認知症の高齢者の方、施設に入所されている方等についての対応(19年8月以降随時)				
		<ul><li>○認知症の高齢者の方等及び代理の方が相談来訪された際に混乱することがないよう、社会保険事務所に対して留意事項を通知(19年8月21日)</li><li>○関係団体に協力要請(19年12月)</li></ul>	〇社会保険事務所に来訪できない方等の具体的対応について、各社会保険事務局に 通知			

		進捗状況(~20年4月11日)		今後の予定(~20年5月)	今後の予定(20年6月~)	
	電話和談	社会保険庁による全国の電話相談センターの機能の集約化、社会保険労務士等民間に協力を十分に得ながら、電話相談窓口の充実等電話相談体制を強化(19年7月以降逐次)				
		○ねんきんダイヤル第1コールセンターを東京に設置(19年7月17日) ○ねんきんダイヤル第2コールセンターを福岡に設置(20年3月3日) ○ねんきん特別便専用ダイヤルの設置(350席)(19年12月17日) ○ねんきん特別便専用ダイヤルの拡充(350席→700席(20年1月21日)→1090席 (20年2月12日)→1240席(20年3月12日)→1340席(20年3月17日)) *応答席数(20年3月17日現在) ねんきん特別便専用ダイヤル:1340 ねんきんダイヤル:343 ねんきんあんしんダイヤル:60(20年3月末廃止)		専用ダイヤルは、1340席で引き続き対応		
相		インターネ	ット照会に係る広報の	)強化及び必要に応じた体制の整備		
談関係	インターネットによる照会	OID及びパスワードの発行までの期間は、8月中に平常ペースの2週間程度に短縮 *申込み件数 162.2万件 発行件数 125.8万件(18年3月~20年4月7日累計)	〇申込み件数の増	加等に応じて体制を整備		
			年金記録問題	に関する広報の実施		
	広報の実施	○年金記録問題に関し、政府広報等を随時実施 ○「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」の進捗 状況を、社会保険庁ホームページに掲載(19年9月1日)、随時更新中 * http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/070831shintyoku.htm ○「ねんきん特別便」のコーナーを社会保険庁ホームページに開設(19年12月14日) ○新聞折込広告(タブロイド版4面)を3000万部配布(19年12月17日) ○「旧姓履歴の申出集中キャンペーン」を実施(20年2月~3月) ○新聞記事下広告を掲載(相談による記録確認の呼びかけ(20年3月17日)、3月までに送付する方への相談・4月以降に送付する方への回答の呼びかけ(20年3月25日))	〇引き続き、対策の 〇地方自治体、関係	進捗状況を社会保険庁ホームページに掲載、更新 系団体、報道機関への説明を展開		
コン		突合せの具体的な実施方法の検討		突合せの実施		
ピュータ		○5月時点での社会保険事務所における被保険者台帳の保管状況について調査結果 を公表(19年8月23日) ○国民年金特殊台帳等の記録の突合せ作業の実施概要を公表(20年1月24日)	〇国民年金特殊台 ~)	帳等の記録の突合せに係る準備作業及び突合せの実施(20年4月	〇国民年金特殊台帳の記録の突合せを実施(~21年3月)	
の記録	記録の突合せ	市町村・社会保険庁において、保管媒体に応じた準備作業(名簿の出力、整理等)の実施・突合せの具体的な実施方法の検討				
と台帳等		○市町村における国民年金被保険者名簿の保管状況について公表(19年8月23日) ○社会保険事務所における国民年金被保険者名簿(社会保険事務所移管分)の保管 状況について公表(19年9月10日) ○国民年金被保険者名簿の記録の突合せについて、検討状況を公表(20年1月24日)		保険庁への移管のためのスケジュール調整、磁気媒体・マイクロフィル 簿について、紙への出力のための整備、突合せに必要な情報機器の 業		
の記録の		サンプル調査の実施方法の検討・サンプル調査の実施		サンプル調査の結果	果の集計・分析等	
の突合せ	厚生年金被保険者名簿等 の記録の突合せ	○5月時点での社会保険事務所における厚生年金被保険者名簿等の保管状況について調査結果を公表(19年8月23日) ○厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査を実施(20年1月~) ○厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査の実施概要を公表(20年1月24日)		者名簿等のサンプル調査の結果の集計・分析を行い、優先順位や効 きを検討(20年4月~)		
					システム開発、刷新システム導入(23年度中目途)	
	な年金記録管理システムの (レガシーシステムの刷新)	○「社会保険業務の業務・システム最適化計画」の策定(18年3月) ○基本設計書の作成(19年3月) ○詳細設計以降の設計・開発業務の調達に係る意見招請を実施(19年8月6日)	○詳細設計以降の	調達を開始		
		年金時効特例法の対象となる方に、時効特例給付支払手続用紙(ターンアラウンド方式)を順次送付(19年9月から1年以内を目途)				
年金時効特例法により年金の増 額の対象となる方々へのお知らせ		○ ○手続の件数や支給決定件数について、社会保険庁HPに掲載し、随時更新 * 手続受付 42, 444件(20年4月6日現在) * 支給決定 28, 334件(20年3月31日現在) ○対象となる方に、時効特例給付支払手続用紙(ターンアラウンド方式)を送付	〇対象となる方に、	時効特例給付支払手続用紙(ターンアラウンド方式)を引き続き送付	〇対象となる方に、時効特例給付支払手続用紙(ターンアラウンド方式) を引き続き送付	